# 大阪市住吉区役所住民情報課 臨時的任用職員募集要項

## I 募集人数

1名

## 2 業務内容

大阪市住吉区役所住民情報課における事務全般(主に戸籍担当業務)に従事 (電話対応、書類発送・整理保存、パソコン及び業務システム入力・窓口業務等も含む)

## 3 応募資格

次のすべての条件を満たす方が受験できます。

- (1) 日本国籍を有する方
  - 注 公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする旨の原則に該当
- (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者
- (3) ワード・エクセルなどパソコンソフトの基本的な操作ができる者

## 【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

- 1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 任用期間

令和7年12月1日(月曜日)から令和8年1月19日(月曜日)まで

注 欠員の状況により任用期間を延長することがあります。

## 5 勤務条件等

## (1) 勤務時間・日数

午前9時00分から午後5時30分(休憩45分)

1日7時間45分、週5日勤務

※勤務ローテーションにより、区役所延長窓口(金曜日の午前 10 時 30 分から午後 7 時)の勤務及び日曜開庁日に従事していただきます。

### (2)休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月 29日から 1月3日まで)

### (3) 勤務場所

大阪市住吉区南住吉 3 丁目 15 番 55 号 住吉区役所住民情報課(住吉区役所 1 階)

### (4) 給料

令和7年10月時点の初任給は(地域手当を含む。)は、213,556円ですが、採用時には変更されることがあります。

なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。 また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当などがあります。

### (5) 休暇等

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。 年次有給休暇(3日)、その他特別休暇(子の看護休暇、短期介護休暇等) その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

### (6) 社会保険

大阪市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険

### (7)服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

#### (8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

## 6 選考方法

(1) 第一次選考試験(筆記試験)

下記(申込方法)のとおり、申込時に提出してください。

(2) 第二次選考試験(面接試験)

日時:令和7年11月20日(木曜日)午前10時開始

場所:住吉区役所第7会議室

注 応募人数により日時・会場について変更する場合があります。 詳細な時間・場所ついては、「受験案内」により通知し、変更には応じられません。

注 同時に複数の応募者の方を面接することがあります。

- 注 試験当日、受験票記載の集合時間から 10 分以上遅刻した場合は受験できません。
- 注 合格者の決定は、筆記試験及び口述試験を総合的に判定し、決定します(合格基準 を定めていますので、一定の基準に達しない場合は不合格となります)。

## 7 受験案内の送付及び選考試験の結果通知

(1) 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和7年11月13日(木曜日)頃に郵送にて送付する受験案内により受験者本人宛に通知します。

なお、令和7年11月18日(火曜日)午前中までに受験案内が届かない場合は住吉 区役所総務課(6694-9625)へ連絡してください。

## (2) 結果の発表

結果通知については、令和7年11月21日(金曜日)に発送予定です。

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、電話でのお問い合わせにはお答えできません。

また、受験者本人以外にはお知らせできません。

### 8 申込方法

受験申込については、次の書類等を持参または送付してください。郵送の場合は必ず 簡易書留で申込みください。

なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は、受け付けません。

注 書類等に不備がある場合は選考試験を受験できないことがあります

(1) 大阪市住吉区役所臨時的任用職員採用申込書 1通

注 過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

注 採用申込書は本市所定の様式に限ります。

- (2) 申し立て書 1通
  - 注 申し立て書は、本市所定の様式に限ります。
  - 注 記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。
- (3) 大阪市住吉区役所住民情報課臨時的任用職員筆記試験(解答様式) 1通

課題:「窓口での市民対応や事務処理等の業務を行うにあたり、市民の要請に応えることや個人情報を取り扱う上で特に重要だと思うことについて400字程度で述べてください。」

- 注 採用申込書・申し立て書・筆記試験の解答様式は、区役所の所定様式に限ります ので、下記の「問合せ先」まで取りに来ていただくか、住吉区役所ホームページ から取得してください。
- (4)「受験案内」送付用の定形封筒(長形3号) 1通
  - 注 必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。
  - 注 封筒及び切手の貼付がない場合は「受験案内」が送付できません。

## 9 採用申込書の受付期限等

- 1. 持参する場合
  - (1)受付期限

令和7年11月12日(水曜日)の午後5時30分まで

(2) 申込書受付場所

下記「問合せ先」と同じ

- 2. 郵便等で送付する場合
  - (1)受付期限

令和7年11月12日(水曜日)まで(当日必着)

- 注 「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してく ださい。
- (2) 申込書送付先

下記「問合せ先」と同じ

## IO その他

- 1. この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- 2. 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- 3. 合格後、受験資格がないこと又は申込み内容に虚偽が認められた場合は、合格を取り消すことがあります。

## | 問合せ先

住吉区役所住民情報課 担当:高野

〒558-8501

大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

電話:06-6694-9961

# 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、 様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われ ます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を 行ってください。

### 【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く 認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努め なければならない。

## (職員倫理規則)

- 第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。
- 2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにす ること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと